



## ながの

長野家畜保健衛生所  
北信家畜畜産物衛生指導協会  
〒380-0944 長野市安茂里米村1993  
Tel 026-226-0923 Facs.026-227-2665  
E-mail: nagakachiku@pref.nagano.lg.jp

## 定期報告の提出をお願いします！

定期報告を既に提出していただいた皆様、ありがとうございました。  
未提出の方をお願いします。

家畜飼養者は、毎年2月1日現在の飼養頭羽数、衛生管理状況等を  
都道府県知事に毎年報告する事が家畜伝染病予防法により義務付けられ  
ています。

## 至急！提出をお願いします。

**定期報告**の様式に、「個人情報の取り扱いについて」をチェックする欄  
が追加されました。裏面の「個人情報の取扱いについて」をご確認のう  
え、内容に同意される方はチェックをお願いします。

ここをチェック

【定期報告様式1枚目にチェック欄があります】

別紙「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

**提出先**は、長野家畜保健衛生所です。

- ・ファクシミリ：026-227-2665
- ・電子メール：nagakachiku@pref.nagano.lg.jp
- ・住所：〒380-0944 長野市安茂里米村 1993

### ★農林水産省からのお知らせ★

- 来年度、令和7年2月の定期報告等の手続きが電子化されます。
- 普段スマホやパソコンを使っている方は、ぜひご利用ください。
- 詳細は別添のリーフレットをご参考にしてください。
- 問い合わせ先：0570-550-410



消毒は伝染病予防の第一歩



## 個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容について同意する場合は「定期報告書」のチェックボックスにチェックを入れてください。

### 家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定に基づく定期報告に係る 個人情報の取扱いについて

都道府県は、家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定に基づき報告された定期報告書等に記載された個人情報を、個人情報保護法及び関係法令に基づき適正に管理し、定期の報告に係る業務のために利用します。

また、都道府県は、定期報告の内容を農林水産省へ提供した上で、同省が運用する飼養衛生管理支援システムを利用して定期の報告に係る業務を行うとともに、必要最低限度の範囲内で家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に係る業務（家きん及び豚等における飼養衛生管理基準の自己点検に関する業務、病性鑑定（発生速報、月報等）に関する業務、豚熱予防的ワクチンの接種状況の報告に関する業務等）に利用します。

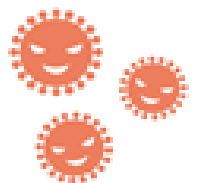
農林水産省は、提供を受けた個人情報を個人情報保護法及び関係法令に基づき適正に管理し、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に係る業務のために利用します。

## 病原体侵入防止対策の再確認をお願いします！

日本周辺の国々では、アフリカ豚熱（豚）、口蹄疫（牛・豚・山羊・羊）、ランピースキン病（牛）等が発生しています。また、国内においても豚熱、高病原性鳥インフルエンザが発生しています。引き続き、発生防止対策の徹底をお願いします。

### ①人・物・車両による病原体の持込み防止

- ・衛生管理区域、畜舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
- ・衛生管理区域専用の衣服、靴の設置と使用の徹底
- ・人・物の出入りの記録



### ②野生動物対策

- ・防護柵・ネットの設置等による野生動物侵入防止対策
- ・飼料保管場所等への野生動物の侵入防止、飼料への野生動物の排せつ物の混入防止
- ・畜舎周囲の清掃、整理・整頓、消毒